

発議第7号

令和2年12月1日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	高味 孝之
賛成者	木津川市議会議員	森本 隆
賛成者	木津川市議会議員	酒井 弘一
賛成者	木津川市議会議員	柴田 はすみ
賛成者	木津川市議会議員	福井 平和
賛成者	木津川市議会議員	山本 しのぶ

空家等対策の推進に関する特別措置法等に対する意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

空家等対策の推進に関する特別措置法等に対する意見書（案）

全国的に空家が増加する中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が全面施行され、市町村が特定空家等と認めたものに対する除却等の助言・指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となりました。

総務省の住宅・土地統計調査によると、平成30年の全国の空家は848万9千戸と、過去30年で2倍以上に増えるなど、過疎化が進む中山間地域のみならず都市中心部にも多く存在しています。

特に、住宅が密集している都市部では、隣地等に影響を及ぼすおそれのある老朽危険空家が問題になっており、市町村では法に基づく措置を行うため所有者の特定に膨大な時間を費やしています。

また、所有者不明の特定空家等に対しては、略式代執行による除却を行うことができますが、これに要した費用が回収できないという問題があります。

つきましては、法の附則に基づく施行後、5年を経過した場合の検討に当たっては、老朽化した空家の対策を推進するため、下記の事項について措置を講じられるよう要望します。

記

- 1 現行法においては、危険状態のもとで、所定の手続きを経ることなく、空家に対し、必要最小限の措置を講じる「緊急安全措置」が規定されていない。各市町村の実情に応じ、「緊急安全措置」が実行できるよう法に明文化されたい。
- 2 法においては、建物一棟を基準としていることから、長屋等（長屋及び共同住宅）の一部空住戸は対象とならず、法に基づく立入調査等の措置を講じることができない。しかしながら、長屋等における一部の空住戸の適切な管理がなされず、放置されたままのケースも見受けられることから、長屋等の一部の空住戸を法の対象とされたい。
- 3 法に基づき市町村が行う行政代執行及び略式代執行に当たっては、次の措置を講じられたい。

- (1) 代執行を実施するに当たっては、膨大な事務量及び専門的な知識が必要とされることから、具体的な事務の実施手順や費用回収方法等に係るノウハウの共有・蓄積などの十分な情報の提供
 - (2) 代執行に係る費用は、義務者からの回収等が困難な場合が多く、市町村の財政負担が大きいことから、空家の除却・改修費用に対する財政措置の拡充
- 4 市町村における空家に関する多様な問題に対応できる人材の育成や専門家等と連携した相談体制の構築に対し、積極的な支援を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣